

平成 18 年 12 月吉日

市(区)町村長殿  
一部事務組合代表者殿

廃PETボトル再商品化協議会  
会長 鹿子木 公春

## 「使用済みPETボトルの指定法人ルートへの円滑な引渡し」のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

市(区)町村並びに一部事務組合の皆様におかれましては、平素より「容器包装リサイクル法」に基づき分別収集・保管という非常に重要な役割を果たされていることに関しまして、私ども廃PETボトル再商品化協議会会員一同(指定法人登録事業者43社で構成)、心から御礼申し上げます。

さて、平成 18 年 6 月 15 日に公布されました容器包装リサイクル法の改正にともないその一部が平成 18 年 12 月 1 日に施行され、同法第 3 条の基本方針に「**分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項**」が追加されましたことは、ご存知の通りでございます。

本改正の趣旨は、平成 18 年 10 月 17 日付け環境省からの「分別収集された使用済みPETボトル等の再商品化のための円滑な引渡しの推進について」で通知され、市町村(一部事務組合)により分別収集された使用済みPETボトルが海外に輸出される事例が見られており、このような状態が続けば、国内における使用済みPETボトルの容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施が困難になることが懸念されることから、「自治体の独自委託処理」を控え、指定法人等への円滑な引渡しを促進することを明らかにしたものです。

また、指定法人への引渡しによらない場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の遵守と住民への情報提供が必要であり、それらの責任は全てその市町村の首長にあることを示したと理解しております。

自治体に於ける財政的な問題も取り上げられておりますが「PETボトルの有償入札に係る収入の市町村への拋出」も既に決定し、「特定事業者による資金拋出制度」導入も議論が始まるところから、問題解決に向けた政策も実施され始めております。

国内のリサイクルシステムが機能しなくなるという事態が懸念されていることから、何とぞ市(区)町村様並びに一部事務組合様におかれましては、国の基本方針を踏まえ、国内の資源循環体制の長期的な視点をもって、「安心・安全・持続可能なシステム」である「指定法人ルート」への申込を切にお願い申し上げる次第です。

敬具